

## 会 議 記 録

会議名称	平成 30 年度第 5 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 31 年 1 月 24 日 (木) 午後 1 時 17 分～午後 3 時 05 分
場 所	東棟 4 階 庁議室
出席者	<p>【委員】 山本、奥、田淵、高山、岩下</p> <p>【区側】 政策経営部長、行政管理担当課長、企画課長、財政課長、総務課長 経理課長、子育て支援課長、子ども家庭支援担当課長、児童相談所 設置準備担当課長、子ども家庭支援係長、ひとり親家庭支援担当係長、 雇用支援事業団常務、雇用支援事業団次長、雇用支援事業団次長、 障害者生活支援課長、高齢者施設整備担当課長、高齢者在宅支援課長、 土木管理課長、占用係長、杉並土木事務所長、監察指導係長、 耐震・不燃化担当課長、不燃化推進係主査、木造耐震改修担当係長、 土木計画課長、財産管理係長、健康推進課長、保健予防課長、在宅医 療・生活支援センター所長、国保年金課長、国民年金係長、環境課長、 環境活動推進係長、職員厚生担当課長、健康担当係長</p>
配付資料	<p>資料 1 平成 30 年度外部評価及び所管の対処方針 (案)</p> <p>資料 2 平成 30 年度外部評価の総括意見 (記載表)</p> <p>資料 3 平成 30 年度杉並区外部評価委員会報告書 構成 (案)</p>
会議次第	<p>1 平成 30 年度行政評価に対する外部評価 ○外部評価及び所管の対処方針 (案)</p> <p>2 平成 30 年度外部評価のまとめ</p> <p>3 その他</p>

○行政管理担当課長 それでは、お忙しい中本日は第 5 回外部評価委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。

開会の前に、本日の区側の出席者についてご案内申し上げます。総務部長、人事課長の 2 名が欠席でございまして、あとは所用によりおくれる者もおりますが、議事進行に支障のないよう出入りしますので、よろしく願いいたします。

それでは会長、よろしく願いします。

○会長 それではただいまから平成 30 年度第 5 回外部評価委員会ということで、これは我々として最も重要な会になると思いますが、行政評価に対する外部評価の所見について取りまとめの審議をするということでございます。

本日の進め方でございますが、それぞれ担当委員から事前にご意見をいただいておりますが、この場で最終的な方向性の確認をさせていただいて、最後は私と事務局で若干の修正作業を行って、また委員の方々にご確認をいただくことになると思います。

外部評価もそうですが、少子高齢化とかいろいろな問題がある割には、それに対する評価の役割というのがまだ追いついて来ていないのではないかという個人的な感触も持っておりますので、今回の機会が、ぜひもう一段上の活用等に寄与すればと思っております。

本日はお忙しい中、政策経営部長にもご臨席賜っておりますので、最初に政策経営部長からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○政策経営部長 日ごろから皆様にはお世話になっております。

本日は、冒頭会長からお話ございましたように、委員の皆様からの外部評価に対する区の対処方針をお示しさせていただくという重要な会でございます。

初めに、皆様大変お忙しい中、専門的な見地から、また客観的に、今後の施策、事務事業の展開、また評価の参考となる貴重なご意見等を賜ったことを、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

さて、ご案内のとおり区では昨年 11 月に総合計画・実行計画等の改定を行いました。今回の改定につきましては、総合計画の計画期間 10 年間にホップ・ステップ・ジャンプ、前期・中期・後期と 3 つに分けた中での後期、最後の 3 年間のジャンプに当たる期間の改定でございまして、最後の仕上げの段階ということで、33 年度計画周期の目標達成に向けて事務事業の見直し等を行う必要があるということで、それに際しては十分に行政評価

を活用して、事業規模の見直し、また場合によっては事業のスクラップ・アンド・ビルドなども行いました。

それを受けまして、その後平成 31 年度当初予算の編成作業に入ったわけでございますが、これも前から申し上げているとおりここ数年、まず社会保障関連経費の伸びが非常に大きくて、この 15 年間で 2.3 倍に金額が伸びております。

またあわせて、施設の老朽化も目立ってきておりまして、こちらも過去 10 年間では年平均 69 億円の支出がありました。これもかなり大きな金額ですが、施設白書を作成するに当たって試算いたしましたところ、今後 30 年では年平均 115 億 1,000 万円、平均すると倍近くかかってくるということでございまして、歳出規模は増加の一途をたどっている状況がございます。

その一方で歳入に目を向けますと、これも新聞報道等でご案内と思いますが、国による我々にしてみれば不合理な税源是正措置がさらに拡大されるとか、ふるさと納税についても年々影響額が増加して、今や 20 億円の影響額が出ているということで、歳入は非常に心もとない状況がございます。

ですので、改定した実行計画に基づく計画事業については、計画経費をしっかりと確実に予算に反映していかなければならない一方で、予算規模のほぼ 9 割を占めている計画外事業については見直しが不可避ということで、ここでも事務事業評価を活用しまして、過去の予算の執行率、活動指標、成果指標等を踏まえて、予算の削減に努めたというところがございます。

このように、非常に厳しい財政状況のもとで持続可能な財政運営を行っていく上でも、また 33 年度の目標達成に向けて事業の見直しを行っていく上でも、さらには区民の皆様、議会の方にも行政運営の透明性を確保していくためにも、行政評価は今後ますます重要になってくると考えております。

したがいまして、委員の皆様には大変ご負担をおかけいたしますが、ぜひ今後とも、今日もその一環として行われる会ではございますが、今後ともさまざまなご意見をいただきまして事業の見直し、また評価の質の向上に努めてまいりたいと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、担当課長から今日の配付資料の確認をお願いいたします。

○行政管理担当課長 資料を簡単に確認させていただきます。

まずお手元に本日の次第が配付されていますが、1枚めくっていただきますと、この後委員の皆様への講評と、それに対する区側の対処方針についての資料でございます。

資料1の表面につきましては、本日のタイムスケジュールになってございます。裏面以降1ページから21ページにわたりまして、本日の各所管との講評のやりとりでご利用いただく資料でございます。

続きまして資料2につきましては、対処方針のまとめが終わった後に、今回実施した外部評価あるいは行政評価等について、委員の皆様から総括意見を記載していただく用紙になってございます。記載されている2月21日木曜日までに、事務局にご提出をいただけたらと考えてございます。

それから1枚めくっていただきまして、資料3につきましては、皆様の今年度の活動を報告する報告書の構成(案)でございます。これも後ほど確認させていただきたいと思えます。

本日は、これ以外に席上に資料を2つ配付させていただきました。

まず1つが「参考資料」ということで、左側をホチキスでとめていますが、こちらは「総合計画の施策指標の一覧」になってございます。第1回外部評価委員会の際に、委員からこれまで外部評価委員の皆様からいただいた施策資料に関して、計画改定にどのように反映されているかのご意見がございました。

今回お渡ししている指標一覧につきましては、今回の計画改定に指標がどうなっているかということをお示しているものです。後ほど簡単にご説明させていただきたいと思っております。

最後に補足資料といたしまして、A4の紙を1枚つけさせていただきました。こちらにつきましては、本日の議事進行の中で委員から講評をいただくときに、委員がこの補足資料を活用して、対処方針等との講評確認をしていきたいというご意向がございましたので、参考のために資料を配付しています。

以上でございます。

○会長 時間も限られてますので、こちらが確認することであるとか、あるいは事実確認等で誤解があるからこれをコメントしたいということをおっしゃっていただければと思いま

す。

(グループ 1 説明員 入室)

○会長 では、第 1 グループとなりますが、私が担当しましたので、施策 21「子育てセーフティネットの充実」から、基本的によく頑張っておられると思いますが、ひとり親家庭支援については真に必要な家庭に支援が行き届くということと、利用資格がある方に公平に利用されているということと同時に、逆に資格があると言っても、特定の方だけに利用が集中していると、かえってほかの資格がある方の利用が進まなくなるのではないかとといった視点での今後の展開が必要ではないかとのコメントを書かせていただきました。

あとはテクニカルな面でいろいろ、指標のとり方とかコストのとり方等については、今後改善の必要があるということです。

私からは所管の対処方針について特に意見はないですが、もし補足事項があればお願いいたします。

○子ども家庭支援担当課長 特にございませぬ。委員のご指摘を踏まえまして、来年度の対応や調査に向けて準備を整えていきたいと思ひます。ありがとうございます。

○会長 基本的にサービス増でいいと思ひています。

次に財団等経営評価「杉並区障害者雇用支援事業団」です。これはいろいろ複雑なのですが、複雑だと言うのはお金の出入りであるとか実施体制等といろいろありますが、私が書いているところは何かと言うと、結構非常勤や嘱託職員の方によって実質的な活動のかなりの部分が実施されているので、技能の蓄積や相当の報酬が与えられる環境づくりと、財政的なバランスを今後どうやってとっていかれるのかということが、逆に言うと非常に難しい課題があるのではないかとということです。

それと若干気になりますのは、ここにも書いてございませぬとおひ、今回派遣職員の人件費をどうカウントしていくかについても、いたし方ないと思ひますが今後そういうことについてもご検討いただければと思ひています。

あと、指標のとり方等については、基本的にこの事業はよく頑張っておられると思うのですが、結局このサービスは一旦登録されると累積ベースでフォローアップされることとなりますので、累積登録者全体での就労率はどうなっているのかということも、今後評価シート等に反映されたらどうかということを書かせていただきました。

それに対する所管の対処方針については、事実関係としてはこのとおりだと思います。若干かみ合っていない点は少しありますが、ご説明としては承っているということです。

もし事業団の方で何かコメント等ございましたら、お願いいたします。

○雇用支援事業団常務 ございませんが、今後このサービスの需要は増えると思われまので、実施する職員の質の向上に特に重点的に取り組んでいきたいと思ひます。

そのほかの件につきましては、財政的なこと等は区と話し合いながら、将来のあり方をもう一度検討してまいりたいと思ひます。

○会長 ですから逆に、区の財政負担されている職員の方が、そういう主要な業務をなさっているのかを知りたかったのです。専門的なスキルを持っているというより総務的な、経理的な業務をサポートされているとすれば、むしろ区からの出向職員ではない、その職員を別にかえた方がマンパワーとしてはうまく回せていけるのではないか。財政的な負担は形式的には増えますが、これは私の意見です。

○雇用支援事業団常務 派遣職員につきましては、現在の派遣職員は障害者の支援業務に直接携わっていないということですので、その辺、どういった役割を担ってもらうのかというのは……。

○会長 せっかく来ていただくなら、むしろ戦力になる方に来てやっていただいた方がという気もしたので、区との関係もありますから、ご参考までに。

ほかの委員の方から何かございましたら。

よろしいですか。

では、ないようですので、これでグループ 1 は終了します。

(グループ 1 説明員 退室)

(グループ 2 説明員 入室)

○会長 それではグループ 2 になります。施策 15「要介護高齢者の住まいと介護施設の整備」ということで、委員が主としてご担当いただいた施策について総評をお願いしたいと思います。

○委員 この施策に関しては、拡充という施策の方向性が示されている中で、高齢者人口の増加という観点から、客観的に見ても今後必要になっていくだろうということで外部評価においても拡充という形にさせていただいています。

ただ、施策の評価では、施策の成果指標が定員数と確保戸数だけだったので、全体の中でどれだけ整備されていて、今後どういう形でやっていこうとしているのかというのが見えない状況で、拡充すべきという判断ができない評価になっていたのでは、施策の評価という観点で指標の見直しが必要であろうと思います。「総合計画の施策指標の一覧」でも、見直しがされていないので、その点に関しては、次期総合計画の策定段階で対応していただいた方がいいと思います。

対応として、当該年度の待機者数や整備が確定している定員数を記載するとか、そういった形で対処方針が示されていますが、これは補足で記載するということよろしいですか。

○高齢者施設整備担当課長 はい。

○委員 わかりました。その辺はしっかり対応していただきたいと思います。

そのときの指標化の根拠として、毎年度、今後継続的に実施される実態調査を有効に活用して、指標の見直しをされるとよいと思います。

この実態調査の設計に関しても、まず指標を設定し、どういうデータが必要なのかをしっかりと検討した上で調査していく。ただやみくもに、今までと同じ形で調査票を設計するのではなく、今非常にちょうどいいタイミングだと思いますので、全体的に見直して、こういうデータがないと今後施策をどうしていったらいいか判断できないという、検討に足りない部分をまず明確化して、そのデータがとれる形で実態調査を実施していただくとよいのではないかと思います。

あとは、【施策内容への評価】の一番下のパラグラフですが、私はここが一番重要だと思っていて、区民の皆さんが、どういう状況で高齢者の施設が整備されていて、自分が高齢になったときにこのまま杉並区に住み続けて大丈夫か、その点に関してしっかり情報を提供していくということが必要だろうと思います。ここはしっかり対応していただきたいと思います。

この「入所申込みのしおり」も、去年は1階にありましたか。

○高齢者在宅支援課長 前回のご指摘を受けて、2階高齢者在宅支援課だけでなく、1階高齢者施策課と3階介護保険課にも置くようにしました。

○委員 今日見たら1階にあったので、早速採用されていると思いましたが、12月に入

札監視に来たときにはなかったと思ったので、今年になって採用されたのかなと。

○高齢者在宅支援課長 その後、すぐに対応しました。

○委員 関係各所との連携という観点に対しても、できれば対処方針に入れていただくといいと思います。

「【施策内容への評価】」の 3 つ目の「○」には「関係各所との連携」が入っていなかったもので、区全体を挙げてという観点で対処していただくとよいのではないかと思います。

以上です。

○会長 よろしいですか。区からは何かございますか。

○高齢者施設整備担当課長 今ご指摘いただきましたが、施策評価につきましては成果指標の中で現在特別養護老人ホームの確保定員、認知症高齢者グループホームの区内の定員数、それからケアつき住まいの確保定数を掲載させていただいていますが、施策の評価をよりの確に評価できるように、ご指摘いただいた施設の整備状況や充足状況も本文の中に記載させていただきたいと考えております。

ただ、こちらにも記載させていただきましたが、施策 15 の成果指標につきましては先ほどご指摘がありましたけれども、33 年度まで現総合計画の期間中でございますので、これにつきましては次期改定に合わせまして、より実態に合った成果指標になるように検討させていただきたいと思います。

また、入所希望者の実態調査を 31 年度に実施いたしますが、こちらについてはどういうデータが必要かを十分検討いたしまして、的確な調査をやってまいります。

○高齢者在宅支援課長 部内で検討組織を立ち上げて、どういった調査にしていけばいいのかを検討して、実際にアンケート調査、実態調査を行う段取りになってございますので、その辺はご指摘を踏まえながら頑張っております。

○高齢者施設整備担当課長 あとは区民の方が施設を選択するとき、より参考になる空き状況等につきましては他の部署とも連携いたしまして、今年の 4 月から公表してまいります。

以上でございます。ありがとうございました。

○会長 個人的に気になっているのは、最近マスコミに報道されているように、区民の利用はまだ埋まっていないとしきりに言われていますね。だから、そこら辺は委員がご指摘



されたことで中長期的な方向にも、区民にはストレートに伝わらないような表現になっていますね。

区民の潜在的な需要が起こるかもしれないので枠として確保しておきたいのはよく理解できるのですが、現実的に埋まっていないというのも事実なので、そこをどうやってうまく運用していくのかということも課題としてあると思います。それがいいとか悪いとかということではないのですが。

○委員 実態調査の中でそういった部分もしっかり把握して、区側がこれがいだろうと思って提供しても、高齢者の皆さんにとっては使えないというものもあるかもしれない。その辺を、実態調査の中でしっかり見きわめていただきたいということです。

○会長 そういうことですね。区側のおっしゃりたいことも大体わかるのですが、そこら辺が表現としてなかなか伝わりにくいという気がしました。これは個人的な意見です。

ほかにご意見はありますか。よろしいですか。

では次に、事業 413「屋外広告物許可・取締」についてお願いします。

○委員 まず外部評価としては 8 ページ「【事業内容への評価】」に書かせていただいておりますが、基本的には屋外広告物の許可と、それから取り締まりということですので、警察行政部分が中心になってくるということではありますけれども、事業に対する意見の中にもありましたように、所管課でも既にご認識のように、地域の活性化やにぎわい創出にいかん屋外広告物を生かしていくのか、積極的な作用と言いますか、プラスの効果を生み出す方策についても今後検討していただければということ、まず第 1 点目に指摘させていただいております。

これについては、今後関係課とも連携しながらご検討いただけるということだと思しますので、まずは法規制があるわけですから、その枠内でというところを見きわめるという作業をされていくということですので、対処方針としてはこれで私は納得しております。

それから 2 点目、これは指標の位置づけがよく理解できないということで書かせていただいているもので、広告物の除去数、許可数がいいかもしれませんが、前年度比を把握してどうしようとしているのかの意図がよくわからないということと、むしろ許可申請数と違反広告物の除去枚数というのは、むしろ活動指標としてこれらが挙げられているけれども、除去枚数は成果指標ではないかということで、この辺の仕切りについても改めてご検

討いたいただきたいということで指摘させていただいております。こちらについてもご検討いただけるということですので、よろしく願いいたします。

それから評価の 4 点目、安全パトロールは体制が十分ではないということなので、これから周知をどう図って、もう少し体制を充実させていくということですからよろしいと思いますが、4 点目は未然防止策、違反広告物の撤去というのは、ある意味たちごっこのようなものでエンドレスな作業になってしまいますから、いかに未然防止を図るかということが重要だと思うのですが、それはなかなか難しいということで、対処方針ではそういうニュアンスが書かれていますが、例えばこれも区に許可権限があって、そして情報の目的外使用の壁を乗り越えられればという話であります、例えば営業許可申請が出た段階で、広告の掲出を予定されている場合にはこういった法的なルールがあって、それにのっとなった掲出をしてくださいというような指導・助言のようなことをあわせてするとかも考えられるのではないかと考えておまして、これは他の所管課とも連携が必要になってくるところでありますが、未然防止策は全く考えられないわけではないと思いますので、ここはもう少し踏み込んだ、対処方針の書き方としてはこれでいたし方ないのかもしれませんが、では未然防止策は全く考えられないのかということとそういうわけではないと思いますから、もう少しここは改めてご検討いただければと思います。以上です。

○会長 区の方で何かご意見ありますか。

○土木管理課長 対処方針に書かせていただいたとおりですが、特に指標についてはおっしゃるとおりで、成果指標についての対前年度というのは全く適切ではないと思っていますので、これはぜひ来年度は修正したいと思っています。

そのほか、書き方についてもご指摘いただいた点を踏まえて検討させていただきたいと思っています。

○委員 はい。よろしく願いいたします。

○会長 これは個人的な質問なのですが、この対象になるのは区の施設だけですか。それとも区内の民間施設も含めてになりますか。

○占用係長 区内であれば民間も含めて区が許可します。東京都の特例条例で決められております。杉並区内であれば杉並区が許可の手続をします。

○会長 わかりました。

そうすると、その収入も全部区の使用料収入になるのですか。

○占用係長 使用料ではなく手数料になりますので、手数料の料金は、東京都の条例で決められた手数料を区の手数料条例に設けていまして、それで手数料をいただいているということになっています。

○会長 わかりました。ありがとうございました。

ほか、ご質問やご意見はありますか。よろしいですか。勉強になりました。ありがとうございました。

では、第 2 グループはこれで終わりになります。

(第 2 グループ説明員 退室)

(グループ 3 説明員 入室)

○会長 それでは、第 3 グループになります。施策 1「災害に強い防災まちづくり」ということで、これは主としてご担当いただいた委員から報告をお願いいたします。

○委員 いろいろご協力いただきましてありがとうございました。

それで、ポイントとしては計画値に対して実績が達成率という意味では低いというところがあって、これについて総括評価は着実に推進しているとなっていました。そのギャップが大きいことについてはどうなのかということが一番のポイントで、それに対してどういう解決案があるというところでは、

実際、計画値は、なかなか変えられないという環境がある中でどうすればいいのか。1 つは、それは目標値として置いておいて、二次的な目標値を別途現実的なもので設けて、それに対して実績はどうなのかというやり方がある。

もう 1 つは、二次的なそれは立てられないということになると、それは目標に向かって達成できるようにやっただけしかないという、2 つの選択肢だと思います。

最初の私の評価は、そういう二次的なものを考えた方がいいのではないかと考えて入りましたが、ほかの委員のご意見も聞いて最終調整したいと思ったので、今日のご意見をお伺いしたい。

二次的な目標、結局これはほかの施策でも扱いが共通なことなので、ほかの施策についても勘案しながら二次的な目標値、現実的に目標値が変えられない場合、そういうのを立てるのが現実的なのかどうかというところにご意見があれば。

○会長 これは単純に、年度間比較すればおっしゃるとおりですが、最終的な目標に至る 1 つのプロセスとして相対的に、地域目標のプロジェクト管理的な手法として結局行政評価は使われています。

それがいいかどうかは我々としてもかなり意見が分かれますが、ある時点で、目標値に達していないからと言って、それですぐダメとはしないようにしています。ただ今の進捗状況からすると難しいので、こういう対策をしなければいけないのではないかとか、目標に至る前の活動指標的なものでもっといいものはないのか、などの意見を言ったことはあります。

○委員 結局計画値は変えられないということですが、その評価は。

○会長 計画は一種のアウトカム目標ですね。

○委員 評価を、なるべく努力はしているわけですから、ちゃんといい形で自己評価をしたいというのは当然のことだと思うので、そこをどう現実的に調整するかということですが、なかなか二次的な目標をつくれなくなると、逆に達成しなければいけないわけですから、それに向けてもっと抜本的なことをやらない限り達成は難しい状況になるように。

○会長 耐震化率が着実に向上しているという区の自己評価を書かれるのであれば、例えば何年度に比べてこういうふう徐徐に上がっていますとか、目標には達していないけれども年々改善しているのが事実であれば、そうお書きになるべきです。書き方がへただというのもありますし、我々としてもいろいろ意見はありますし、委員がおっしゃるのもよくわかります。

それはなぜかという、あくまでも計画事業の取組実績と評価結果ということで総合計画の進捗管理としての自己評価になっていて、実はここで言っている、我々としても問題にしている施策目標や成果指標についての達成度の評価にはなっていません。

それは、現在のシステムがそうなっているし、担当所管課もそれでいいと従来からやってきているので、それについては私個人としては不満があり毎年申し上げていますが、現行の制度ではそうなっているからいたし方ないだろうということですが。

○委員 二次的な目標が難しいということになると、1 つ目の私のところ、総括の記載が必要ということ以外に、抜本的な施策の検討が必要であるというのを逆に入れさせていたきたいというのがあります。そういうことをやらない限り、多分目標達成は難しいだろ

うということはある。

○会長 目標達成が必ずしも 100% 目指しているかどうかはわかりませんが、例えば、現状で言えば平成 33 年度に対して約 10% ぐらいの差があるわけです。多分これは、最初に設定された目標値だからです。

結局、区内建築物の耐震化率は私有物に対して耐震化を進めるとなれば、せいぜい耐震調査の補助金が出るぐらいで、耐震化に対する直接補助はあまりないわけですから、それがなかなか進まないというのは、ある意味で当然予測できることです。

だからそれは国の税制の問題とか、そういうこととも相まらないと難しいが、あえてチャレンジな目標設定をされているのではないですか。それがいいかどうかは政策判断になりますが。

委員のご意見もわからないわけではないので、それはご意見として承って、また後で修正できると思います。

○耐震・不燃化担当課長 今いろいろご意見をいただいているのは、目標設定が高いのではないかということですが、これはこれまでもご指摘いただきながら、今のお話の中でも国や都の目標設定を踏まえて区の目標設定を定めて取り組んできているところが、いろいろな取組を行ってきて、耐震化・不燃化の取組について推進を図ってきたということです。

今後に対処方針にも書かせていただきましたターゲットを絞り込むなどやり方を工夫しながら、今後も耐震化・防火の推進に向けて取り組んで、努力していきたいというのが、基本的な考え方です。

その中で、今後の施策の方向性で拡充ということもございましたが、限られた予算の中でさまざまな取組を通じて目標達成をしていきたいということと、先ほど会長からありました建物自体も私的財産であることや、現在助成制度も今年度拡充して制度も見直していたところもあるので、現状維持をさせていただきながら、目標に向けてやっていきたいということもございます。

以前いただいた、今後も他自治体の取組や助成制度の状況なども情報収集しながら、柔軟な対応を心がけていきたいと考えています。

○会長 これはただ、外部評価委員と自己評価の場合の方策が違っていても、別にそれはいいと思います。全く合わなければいけないというわけではありません。

例えば震災か何かが起こったら、区長の判断も多分変わってくるので、区もそちらにスイッチするかもしれない。それは結局ほかの施策との重要度の違いによって決まってくるので、今のお話を聞いていると、ほかの事業もかなりお金がかかるので、そんなに予算を増やすことは困難ですというのが所管課の基本的な認識のようなので、だからサービス増になっているわけです。

しかし委員は、個人的にこれは非常に重要だから、拡充もいいのではないかというご意見です。

○委員 目標を達成するというのが前提であれば。

○会長 拡充で、予算も規模も。それはご意見を賜って、また微調整しましょう。

○委員 データを確認したいのですがよろしいですか。

参考資料でいただいている「総合計画の施策指標の一覧」の実績値と、評価表の中の実績値が平成 29 年度の数値が違うのですが、どちらが合っていますか。

参考資料のNo.4「雨水流出抑制対策施設の整備率」が 50.1%で評価表と一致していません。

変更があったのですか。

○行政管理担当課長 参考資料の「備考」に記載していますが、今回の計画改定に伴い指標の母数が変わったことによります。そのため 29 年度実績の捉え方を 50.1%と変更してございます。

○委員 それでいくと、目標は何パーセントですか。

○行政管理担当課長 対策目標が 63 万 1,000 m<sup>3</sup>。

○委員 目標値は何パーセントですか。

○行政管理担当課長 目標値は変わらないです。60%のまま。

○委員 ということは未達になるということですか。

○行政管理担当課長 この時点ではですね。

○委員 29 年度のベースで行くと達成だけれども、新しい方で見たら未達になる。

○行政管理担当課長 50.1%。

○委員 これは、時系列でデータをとっていくときにしっかり補正しないと、使えないものになると思います。

○会長 では、もう 1 つの事業 27「土地開発公社の事業支援」についてお願いします。

○委員 ここで補足資料の説明をさせていただきたいのですが、資料 1 との違いは【事業内容への評価】に注書きを付けていることです。経緯として、インタビューがないので質問書を出させていただいたのですが、評価のための十分な情報が得られなかったので、注書き部分にメリットについての説明を後日受けて、理解できればここは削除するし、そうでなければ文章を考えるとということで記載させていただきました。これに基づいて外部評価を変更させていただく。また、当初の注書きがないものとメリットの記載がないということで対処方針も書かれている感じなので、そこは調整させていただきたいというのが大きな流れの中でのお願いです。

あと、実質的なメリットとして補助金が適用できるという形で書いていると理解しています。この補助金は区が先行取得しなかった場合におくれて取得して、その後事業に適用した場合は補助金がもらえます。

補助金が本当に限定的な 1 年だけでしたらもらえないわけですが、1 年以上ある程度の期間は補助金が適用されるものが多いと思うので、補助金をもらえることが先行取得のメリットかというのは理解がよくできなかったことではあります。

対処方針を見せていただくと、金融機関からの借り入れ等で資金をフレキシブルに対応することによって取得できることがメリットだと書いてありますが、逆に補助金が取得できるというのは対処方針の中ではメリットとしてあえて触れていないということがあります。その辺はどうなのかがまだ理解できていないとともに、デメリットもあるわけで、早く取得することは利息が発生しますし、土地開発公社のコストも毎年発生する。

昨年、対象年度では取得がありませんでした。来年も取得の予定はとりあえずゼロという中で、コストは土地開発公社が維持するために発生するので、タイムリーに土地が取得できるメリットに対して、コストと相殺しても余りあるという書き方が説得力あるのではないかということから、よりわかりやすく書いていただきたいということも含めて、評価に当たっての私のコメントで、対処方針でもその辺を何かつけ加えたりするところがあれば、話していただいて最終調整したいと思っています。

○会長 委員の素朴な疑問やご意見は、私はよく理解できます。結局、これは昔もそうでしたが、一番発揮したのはいわゆるベビーブームというか、学校建築のときなのです。

学校建築のときに先に土地開発公社が土地や建物も取得してそこから購入をやっ

うと、確かに実際に取得したときでないと補助金は出ないので、そのときに先行取得して、先に自給に早く対応できるわけです。

そういう意味では、実際にお金をもらうのは取得したときだから、実際ものは建てているけれどということで、先行取得とか臨増対策とあって、これが結構効果を発揮したときがあって、今でももし万が一当該年度に購入したら、補助金はそのときでないと取得できないのであれば、その効果はないとは言えない。それはおっしゃるとおりだと思います。

ただ同時に、委員がおっしゃったようにそれが今の時点でどれぐらいのコストはどうなっているのかという客観的な補償も知りたいというのも、素朴なご意見として私は十分理解できると思います。

ただ、それは多分区側も十分説明していないと思いますが、今までは少なくとも補助金等を取得するときに土地開発公社に取得させて、そして区が取得する。でもこれも、国民経済全体で見ると本当はどうかというのは僕の専門から言って疑問ですが、区民にとってはプラスですが、日本国民にとってはどうかという問題があります。委員が勉強されて、逆に疑問に思われたのが、時間がかかってお互いに十二分に消化不良になっているというのが今日の状況だと思いますので、とりあえず引き取って、また調整したいと思います。

委員のご意見もよくわかったので、とりあえず区のご意見を聞いてみましょう。

○経理課長 ご意見ありがとうございます。

補助金の活用についてですが、区が土地開発公社で土地の先行取得をするときのメリットである補助金との関係で言いますと、公園用地の補助金に関しては国の補助金と都の補助金が出るのですが、補助金の申請から決定までの間にかなり時期を要するということがあります。

その時間はかなりのスパンがかかってしまいますので、それを待っているとその土地が結局ほかの方に買われてしまうリスクがあります。まずは土地を区からお願いして開発公社に買っていただき、補助金の申請が全て整って、決定されて補助金が出るというところで区が開発公社から土地を買い戻します。そのように先行で土地を購入することで補助金の財政効果が十二分に発揮されるのではないかというメリットがあると思っております。

○会長 買い戻しというからわからなくなる。これは買うわけですね。専門用語を使うからわからなくなる。



○経理課長 あとメリットについては、ご指摘いただいたとおり評価表の中での記載が少しわかりにくい表現になっていたと率直に思っております。対処方針にも書いていますが、メリットに関しては、区民の方が読んでこういうメリットがあるということについて、わかりやすい表現にしていかなければいけないということをご指摘いただいたと認識いたしましたので、次年度以降見直しをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長 特に近年、そういうのがあまり多くないからということ。

○経理課長 近年の状況についても、ご指摘を改めて我々が確認しましたところ、過去3年間の先行取得件数をもとにということではなく、もう少しトレンドというか、中長期的なところを見た中で記載していくということもそのとおりだと思いますので、その点についてもあわせて。

○会長 もともと、そういう長期スパンで考えるものだから。

○経理課長 その点もあわせて考えていきたいと思っています。

○委員 今の話、補助金というのは、最終的にもらえるという意味で行けば先行取得をしなかった場合、おくれて取得した場合でも補助金が適用になる場合があるわけですね。

○会長 取得できない場合もある。

○委員 ほかに買われた場合、ほかのところが出た場合というものもあるかもしれない。必ずしも補助金というのは、取得できるということは公社のメリットかというところは疑問が。

○会長 メリットの1つです。

○委員 1つだけけれども。

○経理課長 補助金はメリットの1つだと認識しています。

○委員 それがメインかということで、評価書はそれがメインというか、1つそれだけが挙がっているわけですね。そこがちょっとどうかなど。

○会長 確かに、オンブズマンなどから言えば外郭団体の隠れ家になっているのではないかというご指摘もないわけではないので、それに対してきちんと反論できる長期的な観点からの土地取得を計画に基づいてやっていますとか、長期的なメリットを考えていますという書き方をされないと、そういう誤解は当然出ますよね。

○経理課長 もちろん土地については、取得は必ず公社でやるということではなくて、議会で直接ご議決いただくなり、そういうタイミングで取得できればそうしています。しかし、例えば相続税の納期の関係で、どうしてもこの時期までに買い取りをしなければいけない案件等もございまして、議会を待っているはその方の相続税の納期が過ぎてしまうということがある場合などにも公社を活用している。

ですので、メリットと言ったときに補助金だけがメリットという受けとめられ方をされたとすれば、それは我々の表現方法の、言葉足らずの部分だと思いますので、そのあたりの書きぶりも注意して、来年度以降見直しをしたいと思います。

○委員 コスト対効果で、そちらの方がコストを上回るということを書いていただけると、一番説得力があると思います。

○会長 上回るかどうかは客観的には難しいのだけれども、精神としてはそういうことですね。

○経理課長 まさしく精神としては、そういうことで考えていかなければいけない行政評価だと思っています。

○委員 というのはほかの地方自治体で廃止してコスト面を削減ということと、そんなに先行取得はないのではないかとこのところもあってどんどん削減というか公社の廃止が進んでいる中で存続するということは、積極的にその辺のことも言っていないと。

○会長 そういうご意見も多分議会であるかもしれません。そこら辺を含めて、表現を考えてみましょう。

○経理課長 ありがとうございます。

○会長 とりあえずほかの方、今のは若干テクニカルな話だったのですが、よろしいですか。

では、とりあえず第 3 グループはこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

(第 3 グループ説明員 退室)

(第 4 グループ説明員 入室)

○会長 では次の第 4 グループで、施策 12「地域医療体制の充実」ということで、ご担当いただいています委員からご報告をお願いします。

○委員 どうぞよろしくお願ひいたします。先日はヒアリングをいただきまして、どうもお世話になりました。

外部評価として施策の内容に関しては、全般として区民の医療を確保する取組を積極的に進められていると評価させていただきました。

特に、在宅医療や介護連携に関して調査・研究を進めているということ、それから地域ケア会議の開催や広報、報告についてもなされていたところが、とてもいいところだったと考えております。

今後についてですが、計画策定や実施に区民が参画するということが随分課題になっていますが、こちらも同様の、そのようなことがかかわってくる領域ではないかと考えています。区民の参画であるとか、関係機関との連携に取り組むということが必要であって、それが指標として立ててあるといいのではないかとということコメントさせていただきました。

評価表の記入方法については整理番号幾つではと細々と書きましたが、割愛させていただきます。

施策を構成する事務事業についての意見ですが、対処方針を拝見させていただきましたら、対応と書かれていまして了解しました。1つは、救急の医療情報センターのホームページを拝見しましたが、これで相談しようと思うのが、特に若い人たちにとって難しいのかなと思ったところがあります。それから先日ヒアリングでもお伺いしましたが、救急との機能の分化があるのかという点です。

もう1つは災害医療体制で、こちらは災害ともかかわりがあるところなのですが、先日ヒアリングの際に、災害時に患者を搬送する三次救急の病院が区内にはないということで、本来は新宿も含めた医療圏になるということをお伺いして、その中で災害時には新宿までの交通が渋滞で、実際には使えないのではないかとコメントをいただきました。それに関しては日常的な災害が起こる前に現実的な三次救急で依頼できる関係というのが、どちらか、現実的に運び出すことができる医療機関と提携することを考えてはどうかということを書かせていただきました。

対処方針について拝見させていただきましたら、災害時の三次救急医療の確保という点については、もしよろしければコメントをいただければと考えます。よろしくお願ひいたし

ます。

○会長 では、区の方からお願いします。

○健康推進課長 私からご説明させていただきます。

委員のおっしゃるとおり三次救急が区内にないということは、ある面そこをどうしていくかというのは大きな課題だと思っておりますが、そもそも東京都の中では、ブロックごとに連携体制をとるように東京都自体がやっておりますして、私どもの区は東京の西部地区ブロックとして杉並区、中野区、新宿区を1つのブロックとして考えています。

その中の連携会議というのがございまして、本来そういった、新宿区には多くの大学病院がありますので、そこには三次救急があるというところを踏まえて、その連携が可能なのか。委員がおっしゃるような物理的に、私どもだと、これまでの経験則からいくと、環八とかそういうところで遮断されてしまう可能性もあるということも含めて、まずはその会議の中に、そういった医療依存度の高い方、搬送の必要な方をそういった三次救急まで移すことが可能なのか、そこはまず見定めてみたい。

その上で物理的に難しいという場合、近くの大学病院と個別に可能なのかという道についても探っていく必要はあると思っております。ですので、まずは1つのブロックの中で、そういった連携が可能なのかということからスタートしたいと思っております。

○会長 実際の三次救急医療にはどこを使っていますか。

○健康推進課長 三次救急は東京都の所管なので。

○会長 それはわかりますが。

○委員 新宿区だと東京医科大であるとか。

○健康推進課長 東京医大も、その三次救急の1つであることは間違いではないと思いません。

○会長 #7119 との関係はこれから分析されるということですが、これは結構、ある意味ではうまくやっていただければいい話なので、急いでやっていただければと思いました。

ほかにご意見はありますか。よろしいですか。

では続いて、事業 335 「国民年金事務」をお願いします。

○委員 どうぞよろしくお願いいたします。

資料を拝見させていただきまして、外部評価として資料 15 ページになりますが、制度

の変更の周知や減免制度についてパンフレットをつくって周知をしているという点であるとか、対象者に対する具体的な手続支援を関係機関と連携を行って実施している点というのとはとてもいいのではないかと考えました。

制度を知らない区民が不利益を被ることがないようなというのは、恐らく区としての目標であると考えますが、その周知の方法についてはさらに検討いただければということです。

それから未申告の勸奨数の減少ということで、これは未申告の人が少なくなって評価される一方、勸奨される周囲が、どうして提出率が低下しているのかということについては、ぜひ調査をしていただけたらいいのかと考えたところです。

それから「減免申請に至っている区民の属性を分析することで、周知の方法を」と書きましたのは、最近どんどん社会的な状況が変わってきて、減免申請を必要とする人たちの状況も属性も変わっているのではないかと考えますので、そちらを検討していただければと記載したところです。

そして、国民年金の加入、給付は、区民が障害を受けたときの障害年金、それから老後の安定した生活を保障するものと考え、国民年金の未加入者の把握、そして加入促進ということが必要ではないかと書かせていただきました。

そして対処方針を拝見させていただきまして「評価表の記入方法など」というところですが、下の方に、国民年金の未加入者の数については、日本年金機構でも把握していないため、指標の設定が難しいと返事をいただいております、もしよろしければこの点についてももう少し詳しくコメントをいただければと考えるところです。よろしくをお願いします。

○国保年金課長 国民年金については他の公的年金に加入していない方が加入対象となるわけですけれども、特に昨今は社会保険の適用者を拡大していく措置がとられていまして、異動が非常に激しい状況の中、国民年金に加入していない方を捕捉する手段が実際にとれない状況があります。そうしたことから、日本年金機構でも具体的にどなたかといったところは確定できないため、未加入者数を把握できていないとのことです。

また、実は年金事務に関しては情報連携の仕組みが今まできちんと機能していない状況があります。そうしたことも相まって、加入すべき人の捕捉がなされない物理的な状況があることから、年金機構でも把握できない。そして、その情報を区へ提供することができない状況になっています。

○国民年金係長 私どもが聞いているのは、社会保険の適用が外れた方について、今の状況ですと社保に入られる方がいるかもしれないということで、直ちに国民年金資格の職適ということができないため、ある程度お待ちしなければ本人が届け出していないのか、会社が未届けなのかわからないので、数値や状態を確定するのが難しいとお聞きしております。

○会長 正しい数値は難しいと思います。ただ、おっしゃっていることは違うでしょう。

○委員 予測できる方法でもあれば何らかの形で、どれぐらいの人が年金未加入なのだろうかということについての数は全く……。

○会長 マイナンバーが、まず機能していないところはありますね。

○委員 それが機能したところだと、可能になってくるということなのでしょうね。

○国民年金係長 もう少し、はっきりしてくると思われます。

○委員 年金に入っていないと老後は大変なことになると考えると、区民の生活を支えるのに不可欠なことではないかと考えます。そうすると、まず年金機構にそれが必要だということを、それぞれのところから出していくということが必要になるのかもしれないということでしょうか。

○国民年金課長 委員ご指摘のこともありますし、例えば 2 年前、10 年で年金受給できるよう、受給資格の短縮措置がとられました。それに伴って新たに年金を受けられるようになった方が拡大されて増えてはいます。

ただ一方で、厚生年金や、社会保険の拡大といったところから、実際に区民の方で、例えば派遣労働者などで転職を繰り返している方は適用漏れが多いです。そうした方を把握するためには、情報がきちんと一元化されていないと難しい。さらにはご本人に届け出義務が課されていますので、それをきちんとなさっていただくのが第一歩になりますので、現状の制度の中では未加入者を捕捉するのは難しいのが現実です。

○委員 今おっしゃっている中で、派遣の身分でという方の場合は難しいとかそのような、現場の中での感覚は持っていらっしゃるご様子ですか。

○国民年金係長 難しいのは、国民年金基礎情報を区が何も持っていないので、そういう方については、想定するところが大きいです。

○委員 そこが必要なところですね。

以上です。

○会長 区の行政では難しい領域だと思います。

ほかにご意見はありますか。よろしいですか。

では、第 4 グループはこれで終わりにして、第 5 グループに移りたいと思います。

(グループ 4 説明員 退室)

(グループ 5 説明員 入室)

○会長 それでは、施策 9「持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり」です。環境課と経理課になりますが、委員からご説明をお願いいたします。

○委員 18 ページに外部評価の意見を書かせていただいております。

まず「施策内容への評価」というところですが、1つ目と2つ目の「○」が同じ内容の指摘なのですが、PDCA を回すことによって改善につなげていくという観点からしますと、施策の総合評価欄の記述では不十分ではないかという指摘でございます。

17 ページを見ていただきますと施策の総合評価、この事業についてはこういうことをしましたとは書いてあるのですが、では今後どういう課題認識を持って、どうしていこうとしているのかという、さらなる改善につながる記述を欠いているというところです。

これはこの施策に限らず毎年このような書き方は見ておりまして、なかなか全体としての、この記述の仕方の改善が図られないと思っておりますが、まず PDCA を回していく上では施策の総合評価に現状の課題と、今後に向けて改善につながる認識が示されることが重要かなというところです。

それから施策内容への評価、3つ目の「○」ですが、これは施策目標を3つの柱で設定されているのですが、その3つそれぞれに対応する記述が欲しいということです。3つの施策に対して、2つ目と3つ目の施策目標に係る内容が、こちらの所管による自己評価に十分記述されていないというところで、例えば区内の環境団体や事業者による活動状況はどうなっているのかとか、区立学校での環境教育プログラムの実施状況等についての記述があれば、3つの柱に満遍なく記述がなされることにつながっていくのではないかと思います。

それから「施策内容への評価」の最後の「○」ですが、これは国の法律、東京都の条例の施行が相次いでなされている中で、それについての記述が全くなく、区としてどう受動

喫煙対策に取り組んでいこうとしているのかについても記載がないというところで、この施策を取り巻く環境の非常に大きな変化が受動喫煙対策には起きているわけですから、そこをしっかりと捉えた上で、今後どうしていくのかという記載が欲しいところです。

所管課の対処方針を拝見しますと、今指摘させていただいた内容について、特に 4 つ目の「○」の受動喫煙対策の部分、19 ページ上から 2 つ目の「○」ですが、区は路上喫煙対策をされていて、それは歩きたばこ吸殻を捨てる、いわゆる美化の観点からの対応が目的なので、国等のこういった法令は直接対象になるものではないということですが、路上喫煙対策の中には当然受動喫煙対策をどうしていくのかという観点も求められますし、東京都の条例によって屋内で吸えなくなった人は、当然外に出て吸うようになってくるわけです。そうしますと路上喫煙の方が増えていくわけですから、そこは当然こちらでしっかり取り組んで対策を講じていかなければならないということになって、結局連動する話、関係性の非常に深い話といたしますか、路上喫煙においても受動喫煙対策が入ってくるわけですし、ということから考えると、そもそも法令とは別のところでやっていますという説明は納得が得られるものではないのではないかと、別目的ですということではないのではないかとと思ひまして、この対処方針については納得しかねると、私は思っております。

ほかのところについては全て、細かい事業ごとの私の指摘に対しても対応して下さるということですので問題ないと思ひますが、今の路上喫煙のところだけは、この記述では納得できないとは申し上げておきたいと思ひます。

そういうことも踏まえまして、今後の施策の方向として、私はサービス増、路上喫煙対策の中でも受動喫煙対策にどうしっかり取り組んでいくのかというところも検討されて、やっていただくことも必要だと思ひます。

それから、それ以外の施策の柱についてもまだまだ同じコストでやる部分というか、その余地はあるのではないかとと思ひまして、サービス増とさせていただいております。

○会長 受動喫煙は、家庭内においてもやってもらわなければいけないので、今の委員の受動喫煙対策についてご意見ありますか。

○環境課長 今のご指摘の点は確かにもっともだと思ひますが、受動喫煙対策そのものは保健所が所管しておりまして、受動喫煙の健康被害は保健所で対応しておりまして、法改正、都条例の施行に合わせて、現在区の喫煙対策の方針を固めつつある状況であります。



それを受けまして環境課では、屋内や飲食店等で吸えなくなった方が路上に出てくる影響等を見定めて、想定をして路上の喫煙地区・禁煙地区をどうするか、あるいは喫煙所の整備をどうするかを考えていくのですが、施策を評価した時点では、そのあたりはまだ区では喫煙所を整備していくのか、あるいはなくしていくのかの見通しも立っていなかったものですから、そのあたりに触れることはできませんでした。

ただ、課題認識については触れてもよかったとは、ご指摘を受けて改めて思っております。ご指摘のとおり、施策の環境の変化を捉えて、タイムリーに自己評価していくのが大事だと、改めて考えております。

○会長 書き方は確かに、美観が主たる目的だろうけれども、受動喫煙についてはということが、多分おっしゃりたいことだと思います。表現を工夫してください。

ほかの委員からご意見はありますか。よろしいですか。

では、最後になりましたが事業 21「職員の健康管理」について、委員からお願いします。

○委員 事業内容への評価に関して、受診率はしっかりやっているということではあります。目標に対しては未達ということはしっかり受けとめていただく必要があるのではないかと思います。

ただ、職員定期健康診断、区で実施している健診の受診率を上げることが目的ではなくて、職員全員が自分の健康状態をしっかり把握することが重要なのであって、それに対して対処方針の中でも、人間ドックを個人的に受診している等の健診についても入れていくということではあるので、その辺はそういった対応でいいと思うのですが、そうすると今度は、全部個々に頼るといふふうに流れていってしまうこともあり得ますので、区として何をしなければならないのかをしっかりと見ていただきたいと思います。

活動指標ですが、「事業内容への評価」の 2 つ目、3 つ目、4 つ目に書かれている内容が活動なので、これを指標化すれば活動指標になるのです。課で実施して、例えば講習会とか、どれだけ危険があるのかということを経験の皆さんに伝えるということが課の仕事であって、それを受けて職員が受診するかどうか決めるわけで、最終的に受診のところまでは課が責任を持ってないわけです。課としては、事務事業の中では、どういうことをすれば受診につながるのか、受診率は未達だが活動内容は適切なのか、そこの部分を見ていく

必要があるので、そういった意味で活動指標を全面的に見直すべきではないかということです。

課の事務事業として実施した内容はどういう形のものであって、それがどう受診率につながっているのか、もっと違う取組が必要なのではないかと、それを考えるのが事務事業評価なのですね。その全体を結果として、皆さんが受診してくれればいい。そういう考え方で、もう一度事務事業評価を見直していただくといいのではないかと思います。活動指標は見直していただく必要があると思います。

成果指標の特定保健指導は、何かあった方が指導を受ける必要があると職員にお伝えして、その方が指導を受けたかどうかという話でいいですか。ということは、活動指標の中に実施者数とありますが、これは多い方がいいのですか、少ない方がいいのですか。

○職員厚生担当課長 正確にそういうふうにだけ言えるものではなく、まず特定指導というのは健康診断を受けた中で要精密であったり、治療が必要だと言われる人の中で非常に危険度が高い、より健康を害する可能性が高い人に対して受診勧奨をさせていただいています。

○委員 多ければいいというものでもなくて、目標値も立てられないわけですよね。ですので、課の皆さんとしては、指標としてこのデータをどう捉えていいかわからないわけですよね。

○会長 でも、実施率は高い方がいいのではないですか。

○委員 実施率は高い方がいいです。だから成果指標の中では、受けなければいけない人の中でどれだけの人を受けているかというのは必要なのですが、活動指標の実施者数に関しては多い方がいいとはいえないので、活動指標で出すのであれば、実施したいと言っている人、指導を受けたいと言っている人に対して 100%対応できたかどうかです。

区の中で精密検査を受けたいという方に対してどれだけそういう指導ができていのかを実施率で出していくのは成果指標としてあり得ると思うのですが、活動指標としての捉え方としては見直した方がいいのではないかと思います。

あと、健康相談の業務などに関しても成果は捉えにくいと思うので、そここのところに関しては、そういう相談をしたいという方に対してきちんとできているかを見ていくといいと思います。これだけの方が相談したいと来られて、それに対して 100%対応できたとい

うのであれば対応率 100%。そういう形で見えていくと、相談したいという方が相談を受けられなかったという状況があったときに、なぜ受けられなかったのか。人が足りなかったのか、予算が足りなかったのか。そういった部分で改善が見えてくると思うので、そういう形で相談業務に関しては対応していくといいのではないかと思います。

以上です。

○会長 これはもうちょっと考えて見ると、今はメンタルヘルスとか書いているけれども、働き方改革も公務員は言われているので、むしろ成果指標として一番重要なのは長期欠勤率とか、そっちの方がよっぽど重要……。

○委員 そこまで言っているのか。

○会長 実際人事課あたりはそれを把握しているし、どこの企業でも一番、多分、委員は専門だと思ってくれるけれども、何パーセントぐらいの人がそういう状態で、結局それを幾らか少なくすることが、職場復帰を早くして、あるいはそういう人の率を減らすことが一番のあれではないですか。しかも職場関係をよくして。結局それが皆さんの仕事の負荷も減るわけだから。

ただ、公務員の場合一番難しいのは、そういう人を職場から、あなた要りませんということができないから、かえって公務の場合、僕の経験から言っても結構しわ寄せがくるわけですね。大体 30 人いると 1 人、経験則としては戦力にならないとよく言われます。

そういう方をいかに減らすかというのが、どの組織でも一番重要だと思うのです。結局それは、心身的な疾患があるということだから。

○委員 これは「職員の健康管理」の事務事業評価なので、この事務事業でそこまで評価はできないです。ご指摘の点は、施策レベルの観点なので、関連事業も含めて区全体として見ていく必要はあると思いますね。

○会長 施策の何かありましたね、働きがいだとか、モチベーションとか。

○委員 その辺のところで行けば、その視点は非常に重要かなと思うのですが。

○会長 長期的には、公務員になる人が減ってきていますからね。重要だと思います。

区の方から、何かご意見はありますか。

○職員厚生担当課長 ありがとうございます。今お話のありました活動指標につきましては、ご指摘のところももっともなところがあるかなと思っております。

我々としては他区も含めてベンチマークとして比較する中で、他区の中でも健康診断の受診率、受診の状況との比較が経緯にしやすいということの中でも大々的な指標として今までとっていた部分はあるかなと認識しています。

もし、今後健診を受診させるための取組として、我々としても健康講習会であったり、PR 等はさせていただいておりますが、年に数回事業としてイベントを打っているだけという中で、その回数を打つことが直接的に受診勧奨につながっているかどうかということについては、非常にその因果関係は難しいかなという認識も持っているところでございます。

指標の見直しというご指摘もありましたので、どういう形がいいのかということ少し検討させていただきたいと思っております。

先ほど会長からお話しあった長期欠勤率というのはまさしくおっしゃるとおりでございます、事業のレベルではないのですが、施策のレベルで考えるとそこがある意味わかりやすい、職員全体の健康向上という意味ではそこは捉えやすい部分ではあるのですが、そこは事業と直結するところではない中では、なかなか難しい問題はあるかなと思っております。

メンタルの部分が実際に寄与してそれを数値目標化するのも非常に難しい中で、他の自治体も含め研究した中で、こういう対処方針を出させていただきましたが、今意見をいただきましたので、どのようにできるか少し検討させていただければと思います。

○委員 受診者数を出すのはいいのですが、受診率の中に全体の中で何人という式を書けば受信者数のデータはここに提示されるので、それで受診率をしっかりと把握されるといいと思います。

○会長 ほかにご意見はありますか。よろしいですか。

では、グループ 5 はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

(グループ 5 説明員 退室)

○会長 今日、各委員から講評いただいた外部評価の項目について、その場でもいろいろご意見は出たところもありますので、我々の意見として修正する点と、区の対処方針としてまだまだこれでは不足だという 2 つについて幾つかありましたので、事務局と整理をさせていただいて、今日か明日中ぐらいにこの点を詰めることを委員の方にお伝えしたいと

思います。

表現等については若干統一した方がいいという点がありますが、一番大きく直していただきたい点は、とりわけ区の対処方針として不適切なところはもう少しお願いすることになると思います。

我々としてはなるべく論理的に、あるいは区民が見ていただいてご理解いただける表現に直したいと思っております。それが外部評価所管課対処方針のまとめになるのですが、もう 1 つ、我々として何回も議論していますように、総括意見というものがあるのです。それについて、今回初めての方もおられますので、担当課長からお願いします。

○行政管理担当課長 それでは、先ほど資料確認の中でご説明しました資料 2 と書いている、今年度の外部評価をやっていただいた上での総括意見ということで、委員の皆様からまとめも含めて今後どういうふうやっていったらいいか、ご指摘も含めてご意見を頂戴したいと思っています。

項目といたしましては、資料にあるとおり 2 つございます。まず 1 つ目としては、今回の施策評価、それから事務事業評価、あるいは財団等経営評価を行いまして、この結果、今後の外部評価はこういう仕組みにした方がいいとか、あるいはこういう手間を加えてほしいとかご意見等がございましたら、こちらに記載の上事務局にお出しいただきたいと思えます。

それから 2 つ目の視点としては、行政評価制度に特化いたしまして、区が全事務事業評価を行っていますので、改めて区がこれから進めていく行政評価の仕組みについてご意見がございましたら、総括的な立場でご意見を頂戴できたらと思います。

以前にもお渡ししていますが、参考のために前年の外部評価報告書を配付させていただきました。この冊子の 38 ページと 39 ページに、29 年度の外部評価を終えていただいた委員の皆さんの意見が集約されてございますので、視点としてどういったレベルで意見を出したらいいかを考えていただくときに参考にさせていただきたいと思えます。

総括意見の説明については以上です。

○会長 これは固有名詞が出るわけではないということですね。

○行政管理担当課長 報告書は、いただいた意見のみをまとめる形で掲載します。

今日も、講評の中でもいろいろ活動指標の考え方、それから総合評価を行うに当たって

の、区民にわかりやすい評価の仕方というところでも個別にいただいておりますが、これを改めてご意見としていただけたらと思います。

○会長 ご質問はありますか。よろしいですか。

1年間ご苦労されて、こういうことでは意味がないとか、ここはやるべきだとか新たな視点のご意見もあるかと思っておりますので、とりわけ新しく委員になられた委員、もしご意見がありましたら一言お願いします。

○委員 今回初めて担当させていただきまして、いろいろとご迷惑をかけていると思いますが、どうもありがとうございました。

やはり感じたのは、国民年金のところでしたが、ほかの課と一緒にしている事業で、その中で効果をあらわしているのが、単体で見ると効果として見えてこないという部分があったと思います。

そういうことに関しては、縦割りを排除してというのは難しいかもしれないのですが、ほかの課とのかかわりでどういう効果があるのかというところまでコメントが書かれていると、議員も市民も我々もわかりやすいのではと思ったところがあります。

それから同様に、前回入札監視だったと思いますがソフトを購入するというのが年度ごとで、これは何年かまとめた方が安いのではないかとということがありましたが、その点について検討する必要があると思ったところです。

それからもう1つは、先に指標をつくって、そして評価をするという形なので、今回震災があつてこういう問題が出てきたから、これに新たに取り組もうと話が仕事の中で進んできたとき、それを記載する欄があるといいのではないかと。定点での評価にプラスして、それがあつると、こちらの評価指標を使った評価を補う機能が果たせるのではないかと考えたところです。

以上です。

○会長 ありがとうございました。

○委員 まず、施策を選定するプロセスが、最初の会議で短時間で選ぶというプロセスについて、選考するに当たってもう少しリスクアプローチ的なものがあった方がいいのではないかと。

例えば、達成度が低いランキングとか、そういう視点でのデータがあつた上でそこから

選んでいくみたいなアプローチもあってもいいのかなど。プロセスをより高度化して、より問題のあるところに対して評価するという形のやり方があるのかなど。

あと、時間的に制限されたインタビューの中でどう効率的にやるかというところで、私は質問が多かったので事前に質問書を出させていただいて、インタビューは全委員でやるわけですから、事前あるいは当日私が書いた質問書を皆さんに配付したいと思ったのですがそれは出来ないということだったので、そういうところは逆に時間を効率的に使って評価を高度化するためには、委員間の情報のシェアとかを考えてもらってもいいのではないかな。

それからさっきの土地開発公社でもありましたが、インタビューのない評価について質問も 1 回と制限されますので、そこはもうちょっとフレキシブルに、逆に質問が 1 回だと回答が不十分とか答えたくないという場合に、対応がこちらも 1 回で情報がないわけで、そういう意味で、質問についてフレキシブルにしてもらった方がいいというのはある。

あと全体の行政評価で、事務事業評価書に単位当たりのコストというのがあります。その算出方法は活動指標の 1 番だけで割るわけです。

○会長 それは僕も指摘したのです。おっしゃるとおりで、我々から見るとそれは一番おかしいと思います。

○委員 例えば、不燃化などでも地域との会合で割っているわけです。5 回というのはいつも決まっているわけです。それで全体のコストを割ると 1 会合が 1 億円と出るわけで、これに意味があるのかということと多分使われていないので、これは全体を通してもう少しフォーマットを工夫した方がいいのではないかな。

○会長 ご指摘のとおりです。

○委員 以上です。

○会長 ありがとうございます。今の素朴なご意見にも非常に重要な点が含まれておりますので、遠慮なく今回の総括表にお書きいただければと思います。それと我々の任期はあと 1 年間ありますので、来年度の評価作業の改善につなげていきたいと思っています。

今日はもう 1 件議論が、入札監視の状況報告ですか。経理課長お願いします。

○経理課長 昨年末の入札監視委員会、本当にありがとうございました。その場で委員から、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労支援施設等からの物品調達の内訳について

ご質問いただきまして、宿題ということで今日ご回答させていただきたいと思います。

事業所別に分かれたというお話でした。29 年度の施設の実績ですが、区内・区外合わせまして 167 件でございました。そのうち障害福祉サービス事業を行う施設が 166 件ということで、99%以上が障害福祉サービス事業を行う施設でございます。

例外的に 1 件のみ、地域生活支援事業の地域活動支援センターでの実績があったということでございます。

施設種別だけで言うとうわかりにくいのですが、いわゆる地域にある通所施設からの実績がほとんどだったという内訳ということで所管から聞いておりましたので、報告させていただきます。

○委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○会長 もし 167 件の細かいデータがマル秘でなければ、提供していただいてもよろしいでしょうか。

○経理課長 わかりました。承知いたしました。

○会長 事務局から説明があります。

○行政管理担当課長 参考資料でお配りした「総合計画の施策指標の一覧」について、簡単に口頭で説明させていただきます。

これは第 1 回のときに委員からご指摘がありまして、これまで外部評価委員の皆様からいただいた施策指標に対するコメントに対して、区でそれをどのように受けとめて、どのように活用してきたかということで、お配りしている資料の中にはその印がどこにも記載されていなくて、こちらはあくまでも今回の計画改定作業を行う上で 31 年度から 33 年度の年次のものに対して、新たな指標を追加したりあるいは一部変更したものが、この区分の欄に記載されているものでございます。

これに当たりましては、冒頭に政策経営部長のご挨拶の中にありましたが、基本構想を実現する上での、総合計画の最後の 3 年間ということもありますので、大幅な指標変更を行わないという前提の中でも、必要性に応じて修正や削除、変更を行ったというものでございます。

その上で、実はこの 31 施策を委員の皆様これまで見ていただきまして、15 の施策に対して指標のご意見を頂戴しておりました。その中で、まず 26 年度の改定のときに指標



の見直しを行わせていただいたのが、施策 1 と 9 と 15 の 3 つの施策の中で指標変更を行ったところでございます。

それから、今回の改定作業の中では施策 22 と 26 の指標について変更させていただきました。

例えば今回、施策 22 で改定した内容というのは、資料を見ていただきますと 56 番に「新設認可保育所整備率」という指標を追加していますが、これは 28 年に評価していたときに、こうした指標が必要ではないかというご意見を踏まえまして、新設させていただきますところですよ。

それから施策 26 の 67 番につきまして、不登校児等の指標について新設してございまして、こちらは 28 年に委員の評価の中でありましたが、学校だけでアプローチをかけるということではなく、学校外でも何かしらの支援を受けていることも視点として必要ではないかというご意見を踏まえる形で今回新たに設置いたしました。

それ以外に、26 年のときにも 3 つの施策で行わせていただいたところでございます。

○会長 これはどこか記録にとどめておきたいですね。

○行政管理担当課長 資料編さんが間に合わなくて申し訳ございません。

○会長 この報告書に書くとか、我々の貢献が出てこないのが困ります。

○行政管理担当課長 まとめの中で、そこは編集で皆様にご相談しながら反映させていきたいと思っております。簡単ですが以上になります。

○会長 では、最後に政策経営部長から一言お願いいたします。

○政策経営部長 冒頭に申し上げましたが、きめ細かく丁寧に評価をしていただきまして、本当にありがとうございました。それに対して所管の対処方針が、一部ご指摘に対する回答が欠けていたり不十分だったり、私はあえて口を挟みませんでした、認識が違っているだろうというのがございました。大変失礼いたしました。

そこについては、きちんと最終的に会長と事務局の調整の中で改めさせていただきますので、委員の皆さんにご確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

それでは、本年度最後の委員会はこれで無事に終わることができました。皆様、ご協力

ありがとうございました。

— 了 —